

# ～消費者団体訴訟制度ダイヤル～

**消費者団体訴訟制度**とは、**事業者の不当な勧誘や、不当な契約条項等**について、内閣総理大臣が認めた**適格消費者団体**が**差止請求**を行い**消費者被害の発生や拡大を防止**する制度です。

ご自身や身近で起きた事柄に関連し、

・**消費者団体訴訟制度とは何ですか**

・**どういった場合に差止請求が行われるのですか、**といったご質問に  
弁護士・司法書士や、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活  
コンサルタントなどの消費生活の専門家が、お答えします。

下記のお近くの窓口を御利用ください。

受付時間：平日9:00～17:00(祝日及び12月29日～1月3日の期間は除く。)

設置場所	電話番号	窓 口	所在地
北海道札幌市	011-233-1321	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	北海道札幌市中央区北4条西十二丁目1番55 ほくろうビル4階
東京都千代田区	03-3265-7355	特定非営利活動法人 消費者機構日本	東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
愛知県名古屋市	050-3785-7077	特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル8階
大阪府大阪市	06-6809-2501	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	大阪府大阪市中央区石町一丁目1番1号 天満橋千代田ビル2号館2階
福岡県福岡市	092-432-2366	特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 ヒューリック博多ビル7階

# ～消費者団体訴訟制度ダイヤルQ&A～

## Q. 消費者団体訴訟制度とはなんですか？

A. 内閣総理大臣認定の適格消費者団体が「事業者の不当な行為(消費者契約法・景品表示法・特定商取引法違反)に対して差止請求ができる」制度です。

<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/zentaiban.pdf>

## Q. どの窓口へ問い合わせればいいのですか？

A. 前ページ記載の4つの電話番号のうち、お近くの窓口を御利用ください。

## Q. 問い合わせた内容や提供した情報はどうなるのですか？

A. 問合せ内容や回答内容は、消費者庁に報告されます。

また、報告された情報は、必要に応じて消費者庁と適格消費者団体の間で共有されます。

このように、お問合せや情報提供が、消費者被害の未然防止・拡大防止につながります。

## Q. どんな問合せを受け付けているのですか？

A. ①消費者団体訴訟制度に関する疑問点

②差止請求の対象となる不当な勧誘や不当な契約条項(消費者契約法・特定商取引法違反)、不当な広告・表示(特定商取引法・景品表示法違反)に当たるかどうか

について問合せを受け付けています。

たとえば・・・

Q. 契約条項にあるからとキャンセルの時期等を考慮せず、高額なキャンセル料の支払いを要求されましたが、問題ないのでしょうか？

A. 不当な契約条項であるとして、その契約条項が無効となる場合があります。

また、適格消費者団体が事業者に契約条項の使用差止めを行った結果、事業者側が請求を全て認めた例があります。

Q. 株価が確実に上昇すると記載してあるパンフレットで勧誘を受けましたが、問題ないのでしょうか？

A. 不当な勧誘であるとして、消費者が、契約を取消することができる場合があります。

また、適格消費者団体が勧誘をすることの差止請求を行った結果、このような問題のある勧誘は、今後行ってはならないとの判決が言い渡された例があります。

※御自身の被害回復は、各地の消費生活相談窓口等へ相談してください。

(お近くの自治体の相談窓口を御案内しますー消費者ホットラインー 0570-064-370)